令和4年度 森林環境譲与税の使途について

犬山市

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項の規定により、令和4年度の森林環境譲与税の使途に関する事項を公表します。

事業名	事業総額(単位:千円)				
	(A)+(B)+(C)	うち当該年度の 森林環境譲与税 (A)	うち基金取崩額 (B)	うち他の財源 (C)	事業内容
犬山ふれあいの森整備事業	506	506	0	0	犬山市内の八曽国有林をふれあいの森として借り受け、森林整備、植生調査、市民向け自然観察会などを実施
森林環境讓与税基金積立	8,160	8,160	0	0	犬山市内の森林整備に関する施策、森林の整備を担うべき人 材の育成、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、公共 施設での木材利用の促進、その他森林の整備の促進に関する 施策等を長期的かつ計画的に実施するため。